

認可の取り消しと解散

※ 認可地縁団体の解散を考えている場合、事前に市企画政策課へご相談ください。

(1) 認可の取り消し

次のいずれかの事項に該当する場合は、認可の取り消しの対象となります。

- 法律に定める以下の認可要件のいずれかを満たさなくなったとき
 - ・ 活動が営利目的や政治目的に変更となった場合
 - ・ 団体が相当の期間にわたって活動していない場合
 - ・ 区域内の住民の加入を、正当な理由なく認めない場合
 - ・ 構成員が多数脱退し、「相当数の住民」が構成員となっているとは認められなくなった場合
- 不正な手段により認可を受けたとき

(2) 認可地縁団体の解散事由

次のいずれかの事項に該当する場合は、解散となります。

- 規約で定めた解散事由が発生したとき
 - 破産手続き開始の決定
 - 認可の取り消し
 - 総会の決議（規約に定めない場合、総会において構成員の4分の3以上の同意が必要）
 - 構成員が欠乏し、相当数（十日町市では区域内の全住民のうち、概ね8割以上）に満たなくなった場合
- ※ 破産の場合、別途裁判所への手続きが必要となります。下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先】新潟地方裁判所長岡支部

住所：長岡市三和3丁目9番地28 TEL：0258-35-2141

これ以降については、もっとも一般的な、「総会で解散の決議があった場合」について解説します。それ以外の場合については、個別にご相談ください。

(3) 解散手続きの流れ

① 総会による解散の決議

認可地縁団体の解散には、まず総会での解散の決議が必要になります。規約に解散決議に関する特別の定めがある場合はその数の、それ以外の場合は構成員総数の3/4以上の同意を得る必要があります。この総会では次の事項について話し合う必要があります。

- 解散することについての意思決定
 - 残余財産の帰属先の確認（残余財産があると見込まれる場合のみ）
 - 清算人の確認（もしくは選任）
- ※ 基本的には代表者が清算人となります。ただし、規約に特別に定めがある場合や、総会において別途代表者以外の者を選任する場合はその限りではありません。
- ※ 清算人がいない場合、団体関係者が裁判所へ清算人選任の申し立てを行い、裁判所から選任を受けます。

【残余財産の帰属】

解散した認可地縁団体の残余財産は、以下の通り帰属されます。

- ① 規約に定めがある場合
規約で指定された者に帰属
- ② 規約に定めがない場合やその指定方法の定めがない場合
総会の決議と市長の認可を経て、当該認可地縁団体の目的に類似する団体に帰属
- ③ ①、②により処分されない財産は十日町市に帰属することになります。

② 解散届出の手続き

総会での解散の議決後、市へ解散届出の手続きを行います。

手続きに必要なもの	補足
① 認可地縁団体の解散届出書（様式1）	いつまでに：決議後速やかに
② 解散の承認を受けたことが記載された総会議事録の写し（規約のとおり議長及び議事録署名人の署名又は記名押印があるもの）	だれが：清算人 提出先：企画政策課 又は各支所の地域振興課

この届出を受けて、市は解散の告示を行います。この告示の手続きが終わると、清算人が記載された認可地縁団体の告示事項証明書の発行が可能となります。

③ 解散に関する税関係の手続き

解散した認可地縁団体は、税関係の手続きを速やかに行う必要があります。手続きの詳細や必要なもの等については、それぞれ下記までお問い合わせください。

手続き先・問合せ先	必要な手続き	
	収益事業を行わない	収益事業を行う
十日町税務署 住所：十日町市本町1丁目上1番地18 (十日町合同庁舎2階) TEL：025-752-3181	不要	法人解散の届出等
十日町市役所税務課市民税係 住所：十日町市千歳町3丁目3番地 (本庁1階) TEL：025-757-3716	法人解散の届出	
南魚沼地域振興局県税部 住所：南魚沼市六日町960番地 TEL：025-772-2660	法人解散の届出	

④ 解散の公告及び債権者への債権申出の催促

清算人は、清算人就任日から2か月以内に解散公告を行い、債権者への債権申出の催促を行わなければなりません。なお、公告の方法は官報への掲載によって行うことが義務付けられています。法定公告のため、官報の掲載文面は決まっています。掲載依頼や掲載料などの詳細は、下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

新潟県官報販売所（住所：新潟市東区卸新町1丁目 2059-8 TEL：025-271-2188）

この官報による公告は、たとえ債権者がいないと推察される場合であっても、団体が把握できていない債権者がいる可能性もあるため、必ず行わなければなりません。また、既に把握している債権者がいる場合は、この官報による公告とは別に、個別に債権者に対して催促しなければなりません。これは地方自治法による法定手続きで、省略できません。これらを怠ると、50万円以下の過料に処せられる場合があります。

⑤ 団体閉鎖（清算）の手続き

解散から団体の閉鎖までは清算期間と呼ばれ、少なくとも解散の公告（官報掲載）から2か月以上が必要です。この2か月間は債権申出期間を兼ねており、地方自治法で決まっています。なお、解散しても清算の目的の範囲内において、その清算手続きが終了するまでは、認可地縁団体は存在するものとしてみなされます。

清算人は、この期間中に団体が行っていた現務の決了、債権の取り立てと債務の弁済、残余財産の引き渡しを行い、最終年度の決算書を作成します。

清算期間満了後、上記の作業が完了したら、再度総会を開催して、以下の内容について承認を得ます。

- 決算書をもとに「団体の財産が最終的にどうなったのか」「負債はどうなったのか」を報告し、承認を得ます。
- 清算の終了の決議（これを清算終了といいます）を受けます。

※ 清算の手続きについては、団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督により行うこととなっています。不明な点がある場合は、下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

新潟地方裁判所長岡支部（住所：長岡市三和3丁目9番地28 TEL：0258-35-2141）

⑥ 清算終了届出の手続き

総会での清算終了の議決後、市へ届出の手続きを行います。

手続きに必要なもの	補足説明
① 認可地縁団体清算終了届出書（様式2）	いつまでに：決議後速やかに
② 清算終了の承認を受けたことが記載された総会議事録の写し（規約のとおり議長及び議事録署名人の署名又は記名押印があるもの）	だれが：清算人 提出先：企画政策課 又は各支所の地域振興課

これを受けて、市が清算終了の告示を行うことで、認可地縁団体の解散が完了します。

【制度全般に関する問合せ・相談先】

〒948-8501 十日町市千歳町3丁目3番地
十日町市役所 企画政策課 協働推進係
TEL：025-757-3693 FAX：025-752-4635

様式1

年 月 日

十日町市長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 _____

所在地 十日町市

代表者の氏名及び住所

氏 名 _____

住 所 十日町市

認可地縁団体解散届出書

地方自治法第260条の20の規定により、 年 月 日貴職から認可を受けた本地縁による団体は、下記のとおり解散したので、解散したことを証する別添書類を添えて届け出ます。

記

1 名 称 _____

2 区 域 _____

3 主たる事務所の所在地 十日町市

4 清算人の氏名及び住所

氏名 _____

住所 十日町市

5 解散事由

総会の決議による

様式2

年 月 日

十日町市長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 _____

所在地 十日町市

代表者の氏名及び住所

氏 名 _____

住 所 十日町市

認 可 地 縁 団 体 清 算 結 了 届 出 書

令和 年 月 日に解散の届け出をした当団体は、令和 年 月 日に清算が完了しましたので地方自治法第260条の33の規定により届け出ます。